

バーレーン国民行動憲章

シェイク・ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーフア首長の元首演説

シェイク・ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーフア首長による元首演説は、2000年12月23日土曜日（イスラム暦1421年ラマダーン月7日）、リファーにおいて、バーレーン国民行動憲章の草案作成の命を受け、これを首長に提出した最高国民委員会の委員長及び委員に対して行われたものである。

親愛なる同胞よ、

平安と神の祝福が諸君の上にありますように。

本日はバーレーンの歴史上、最も重要な一日であり、私たちの高貴にして名誉に満ちた道程の栄光の瞬間でもあります。諸君がこの国民憲章の草案を完成させたことは、制度や機構を含めた国家の政治構造の近代化の過程を歩む前進の一步であると、私たちは強く確信するところであります。そして、諸君によるこの草案の完成は、文明の更なる進歩と勃興へ向けた、バーレーン国民の前進への願望に合致したのもでもあります。

私たちが文明社会の様々な分野の代表者達と有益な対話を幾度か重ねた後、この憲章草案という形で国民全体の合意が達成できたことは、私たちの誇りとするところであります。このようにして、様々な立場にある諸君は、この国民委員会の委員として一堂に会し、この自由なバーレーンで、建設的な見解と自由な意見の交換によって共通の展望を広げ、人類の共存と市民対話の諸原則を強化したのであります。そして、この諸原則こそ、数世代にもわたる民主主義的な特徴と取組みとを体現したものであり、本日ここに憲章として明確に表現されたものなのです。諸君は、実際に、国家の歴史におけるこの先駆的な使命を遂行する能力をいかに発揮し、全国民の利益のためにこの任務を背負う能力があることを、自らの手によって証明したのであります。それは、私たちの国民的道程において、これからも行われる対話と討論の第一歩に過ぎないのであります。幸いにも今日は、ラマダーン月の最後の十日間にあたるものとなりました。その意味で、この草案は、次世代からラマダーン文書として記憶されることでありましょう。

我が同胞よ、

私たちは、満腔の自信と誇りをもって、諸君の忠誠の文書であるこの憲章草案を、諸君の願望に応え、受け取ることにいたします。この憲章草案を、これから私たちが責任を持って検討し、吟味することといたしましょう。私たちは当初より、親愛なる国民の自覚に対して、大きな信頼を寄せるものと誓っております。

この憲章草案は、国民の様々な意見や見解を汲み取るために、所定の手続きに則って国民投票にかけられることでしょう。私たちは、この草案について何よりも一般的合意が存在していることに満足しています。次には、国民的道程の基礎として、これを認めて欲しいのです。そしてこれに基づいて、私たちは国民行動を進める導きへの道標を手に入れるでしょう。またこの憲章によって私たちは、国家機関とその憲法上の権限の近代化の過程

を補完することになるでしょうし、それとともにそれぞれの段階において、国民の要望に沿った形で、この憲章の各部分を実行に移してゆくことになるでしょう。

親愛なる同胞よ、

私たちはこれからも、互いに手を取り合い、団結して、この歩みを進めていきましょう。私は、いまここで、忠誠の誓いの証として、そしてまた忠誠の新たな誓いの言葉の証として、ひとりひとりのバーレーン国民に、男性たると女性たるとを問わず、すべての国民に私のこの手を差し伸べるものであります。この新しい文書と国家の近代化は、来るべき私たちの最善の日々のために重要な役割を果たすものとなりましょう。

平安と神の祝福が諸君の上にありますように。

バーレーンの歴史 文明と近代の目覚め

歴史の黎明期よりバーレーンは、その名を大きな文字で文明の年代記に刻んできた。地理的には、その名「バーレーン」の意味するところは、時に広く、時に狭く用いられてきたかもしれない。しかし、いずれにしても、バーレーンは常に、あらゆる文明が魔法の奇跡かのように出現したこの地、この湾岸地域の中心部の島嶼群にあり続けてきたのだ。デイルムンは、メソポタミアのシュメールから、オマーンのマジヤーン、さらにインダス文明に至る、古代世界の交差点であった。バーレーンは、幾世紀にもわたり、自由貿易の拠点として、そして一大港湾都市として、古代世界全体にその名を轟かせてきた。実際バーレーンが多年にわたり、繁栄を享受してこれたのは、その名声のおかげである。イスラームの到来以前に、既にバーレーンは、イデオロギーや信仰の点で多元性に富んだ土地としてその名を知られており、そのこと自体、当時の世界では非常に稀有なことであった。このような精神的にも知的にも寛容な雰囲気の中で、文化は栄え、宗教は共存し、人間の思考や存在について吟じたバーレーンの詩人たちは、アラビア詩の世界に不朽の名作を残すこととなった。事実、この詩人たちは、アラブが歴史的役割を果たすことになる新しい時代の到来を告げるものであった。バーレーンは、早い時期からイスラームの呼びかけを歓迎し、イスラームに進んで改宗した地域のひとつであった。さらにバーレーンは、その初期より、イスラームの忠実な支持者であった。バーレーンは、イスラームの御旗を掲げて湾岸地域を横断し、インドにまで到達した。バーレーンの資源は、イスラーム領の国庫（バイトゥルマール）を豊かに潤すものであった。イスラーム文明の初期に、バーレーンの著述家たちは、特にカリフ時代に活躍し、法律学や文学作品を通じてイスラーム文明の創生に貢献した。このような貢献を通じて、寛容、正義、慈悲というイスラームの価値観がバーレーンの人々の良心そのものの中に深く埋め込まれていったのは、至極自然なことであった。その地理的環境のおかげで、バーレーンには、農業、貿易、潜水漁など、人々の活動にかかわる豊かで生産的な環境が整っていた。その非常に恵まれた地理的位置や豊富な資源のために、バーレーンは常に侵略者や富を渴望する者たちの誘惑の的となったのである。

しかしながら、バーレーンはいかなる無法者をも撃退しようと、常に警戒を怠ることがなかったため、侵略者たちは必ずその反撃にあうこととなった。このような不動の歴史の中でも、過去最近において画期的な事件となったのが、18世紀後半、アール・ハリーフ家の統治の下で、アフマド・アルファーティフの有能な指揮のもとに、ズベイラとバーレーンのアラブが一致団結して勝利を収めた戦いである。この戦いの後、バーレーンの人々はひとつになって、シェイク・イーサ・ビン・アリー・アール・ハリーフアに対し、外国の支配に対する盾となって国土を統治するよう呼びかけた。これが、近代バーレーンにおける国民の最初の意思表示であった。この出来事は、国の統治を望む国民の願望を集約した、若き統治者に対する初めての忠誠の誓いとして、歴史の年代記に記されることとなった。それからの六十五年間、その統治は確実に国家の安全を保障し、国民と指導者との結合性を保持し、その政治的、経済的安定性を維持するのに十分に足り得るものであった。後にバーレーンが、近代への舵取りに成功した力となったのは、この経験だった。

バーレーンの人々が、シェーラー、すなわち諮問評議会の設置を求めたとき、列強諸国はこれに反対したが、それにもかかわらず、シェイク・イーサ・ビン・アリー・アール・ハリーフアは、これに対し積極的に応え、それが国民と指導者両者の共通の認識となり、また取るべき国民的行動の一環の表明となったのである。シェイク・ハマド・ビン・イーサ・ビン・アリー・アール・ハリーフアは、父を継承し、統治者として国民の忠誠の誓い

を享受し、国際紛争にも現実的な見解を提示した。シェイク・ハマドはその先見の明をもって国の展望を開き、その近代化を先導したのである。シェイク・ハマドは近代的な教育制度、効率的な行政、近代的な地方自治制度、そして適切な法的枠組みを導入した。このため、バーレーンは、国内での石油産業の立ち上げに先立って、発展や変革のための基本方針を定めておくことができたのである。1942年、シェイク・サルマーン・ビン・ハマド・アール・ハリーフアが国の統治者となった当時、バーレーンは当時継続していた第二次世界大戦がもたらす様々な影響を掌握し、経済的困難や国際的、地域的な激変に対処しようと、最善の努力を重ねていた。これが功を奏して、バーレーンは様々な困難を乗り越え、列強諸国の圧力にもめげず、国家の継続的な建設と発展に取り組むことが可能となったのである。その国家建設の課題には、国家統合、国民と指導者との関係強化、そして国民参加が掲げられていた。

シェイク・イーサ・ビン・サルマーン・アール・ハリーフアの治世は、バーレーンが豊かな成長と政治的発展を遂げた時代となった。バーレーン国の建設は、シェイク・イーサの功績によっている。シェイク・イーサは、バーレーンは近代的制度を備えた独立国家であると宣言し、これによって諸外国の野望や要求に終止符を打ったのである。国際連合の調査委員会の報告によると、バーレーンの国民は一丸となって、彼らの祖国をアラブ独立国家として守ることへの決意を無条件に表明し、シェイク・イーサ・ビン・サルマーン・アール・ハリーフアへの忠誠の誓いを新たにしていた。これに応じてシェイク・イーサは、真の立憲的、民主的諸原則を反映した、バーレーン国憲法を公布した。シェイク・イーサ・ビン・サルマーン・アール・ハリーフアのもとにバーレーンは、民主主義を掲げ、統治制度を有し、法の支配を重んじる国家として、完全な独立を獲得した。シェイク・イーサは、憲法のもとに国民議会を形成する自由な直接選挙によって、バーレーンに真の立憲主義を確立せんとする歴史上画期的な決断を下した。このことで、その名は永遠に国民の記憶の中に留められることになるだろう。シェイク・ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーフア首長が指導者として即位したときに、バーレーン国民が表明したあの歴然たる支持は、バーレーンの全国民が、当初から一致団結してその治世を支えていたという事実を明確に物語るものであった。

シェイク・ハマド首長のもとバーレーンは、近代国家を希求する国民の願望に応じて、民主主義のさらなる段階に向けて活気溢れる躍進を果たすこととなった。なぜなら、国民が希求してやまない近代国家とは、安全、安定そして繁栄を享受し続ける国家であり、指導者と国民の両方の願望を満たすことができる立憲制度が完全に機能し、さらに正義と法の支配が統治の最高の地位を占める国家にほかならないからである。この歴史的な転換期にあって、バーレーンの国民は輝かしい明日を築こうという決意を固めている。バーレーン国民は自由、平等、正義、民主主義、そしてすべての国民の政治への参加を獲得するために、公然と闘っている。賢明な指導者と忠実な国民とが一丸となって闘った結果を経て、政治的独立を勝ち取ったバーレーン国は、その統一と領土的一体性を維持し続けている。バーレーンの領土である国土及び領海は、いかなる状況下においても、いかなる方法でも、譲渡したり、譲歩の対象となったりするものではない。このことは、バーレーン国憲法第一条に明確に反映されている。

バーレーン国は、アラブ社会、イスラーム社会、そして国際社会の政治舞台において、積極的な役割を果たしてきている。バーレーンは、湾岸諸国会議の原加盟国の一員として、さらに湾岸諸国会議の加盟各国の国民の期待に応えるため、その組織を一層活性化するため、同胞である他の加盟国と緊密に連携してゆこうという決意を確固たるものとし、自国の役割に対し揺るぎない信念を持っていることを表明してきた。バーレーンは独立以来、

民主主義、立憲制度、そして法の支配に基礎を置く近代的な諸制度を作り上げてきた。さらにバーレーンは独立以来、国際関係においても国内においても、正義、平等、国民の諸権利の擁護を基礎とする主権的な諸制度を持つ国家として、その役割を完全に果たしてきた。シェイク・ハマド首長は、よりバランスのとれた統治機構を通じて、民主主義をさらに深化させようと願望している。その統治機構こそ、政府と国民双方が憲法に基づく政治参加を維持し、また抑制と均衡が機能し、さらに司法制度を強化し、憲法裁判所、会計監査総監及び行政監督庁の創設を認めるものにほかならない。首長は、第三千年紀に向けて国を真に近代的な国家導こうという意志を持っている。そこに描かれている国家像は、完全に整備された政治的、憲法的な枠組みによる権限を付与され、かつ国家的、地域的、そして国際的な情勢の変化に応じて適切な対応をとりうる国家である。そして新しい政治的、経済的、社会的な情勢の変化のみならず、将来の諸問題に対応するためには、バーレーンが過去三十年にわたって、政治的、経済的分野において積み重ねてきた経験の上に、重ねて構築してゆく必要がある。このためにバーレーンは、国王は国民に奉仕するものであり、また国民の独立したアイデンティティと進歩への願望を象徴するものでなければならないという、その民主的な立憲君主制を含む国民的、政治的、憲法上の諸要因を保持することを、ここに決意をもって表明する。そのうえで、他国の民主主義の経験を参考にして、政府と行政へのより広い国民参加を可能にする道を開くために、国の憲法は改正されなければならないということを表明する。憲法の改正は、立法府に、一方では学識や経験ある有識者で組織されるシューラー評議会、他方では自由に直接選挙された議会においてあらゆる考え方をもった人々の意見を交流させるという、二重の利点を有する両院制を導入することも含むものとなろう。

結びの声明

この声明は、国民行動憲章の草案作成を任せられた、最高国民委員会の最後の会合において発表されたものである。

最高国民委員会は、国民憲章の草案作成を目的とした最高国民委員会の創設に関する2000年首長令第36号及び第43号の定めるところにより、かつまた委員がそれぞれの胸に秘めた大きな責任を果たしてゆくその営みの中で、リファア宮殿において幾度も会合を開き、建設的な意見や提案に対する意見交換も含めて、討論と協議を重ねてきた。そして、全能の主の御加護と首長殿下の御支援により、本委員会はその任務を達成することができた。本委員会は、この草案が、首長殿下の御意向と、バーレーン国民の願望とを満足させるものであることを願うものである。この点に関し、委員会は、この国民行動憲章草案が、国民行動の過程において重要な節目となるものと確信している。なぜなら、その過程においてこの草案は、実際の行動とその実施計画の遂行において、革命的な改革を推し進めるほどの強い影響を与える、建設的に貢献する役割を果たすものとなるからである。さらにまた、本委員会は、シェイク・ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーフア首長殿下の民主的な態度が国民の各界各層の人々との対話や数々の公的集会の内容に明確に示されているように、そこにみられる殿下の広い洞察力の大きさと視野の大きさに賛同した、本委員会の委員一人ひとりから受けた反応を考慮して、この指導者と国民との間の緊密な絆と結束に対し、深い名誉と誇りを衷心より表明するものである。なぜなら、この絆と結束こそが、現実に国民行動の堅牢な基盤を形成し、この国に文化と文明の偉業を保存するための真の柱を築くものであるからである。そしてまた、本委員会は、この愛すべき国土を一寸たりとも疎かにせず、これを固守することを断言するものである。そして国家の権能と制度を近代化する過程を推進し、さらにまた深い見識を備えた専門家によって組織される任命制の評議会と、これに併設するものとして、自由選挙で選ばれた代表制の議会の設置と、そのための選挙の準備、そしてそれらを進めてゆくためには、最終的に、過去の事例から学び、未来に備えることを考慮した、バランスのとれたやり方に沿って憲法を活性化し、制度の近代化を行うことが必要となろう。本委員会は、以上のことを念頭におきつつ、バーレーンがより良い未来に向けて、引き続き熱き願望に輝く道を歩み続けることを可能にすべく、絶対的な支援を惜しまないことを重ねて断言するものである。

委員会はまた、中東地域が直面してきた数々の危機や戦争にもかかわらず、バーレーン国が包括的な発展に向けて大きな前進を遂げてきたこと、そしてまた、バーレーンが決意をもって進歩と成長の道を歩み続けてきたこと、そしてその結果、バーレーン国が進歩的な立憲君主諸国の中で立派な地位を占めるようになったことを、断言するものである。首長殿下の先見性とバーレーン国民の願望とが調和し、融和していることを確信し、本委員会はこの会合の最後に、この国民行動憲章草案を提出することを決定した。この草案は、シェイク・ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーフア首長殿下への忠義と忠誠の証として、国益に適う必要かつ適切な措置を講じることを目的とした、新たな公文書の代表格となるものである。

第1章 社会の基本原則

バーレーンほど、数世紀もの間安定し、独特の文明を創り上げることに成功している社会はない。その成功の要因は、バーレーン社会が、団結、進歩、発展を確実なものとする一連の中核的価値を堅持し、国家としての存在を強化しているからにほかならない。バーレーン社会は、イスラームとアラブのアイデンティティを厳粛に信奉し、社会に深く根付いた伝統を忠実に守っており、アラブ・イスラーム的価値に合致する中核的な諸原則との親和力が強い社会である。これらの中核的な価値や原則は、社会全体に受け入れられているものであるため、これを堅持し、擁護していかねばならない。これらは、遙か太古の昔から世代を超えて、人々と国々との関心の中に存在し、今日まで維持されてきたのである。このため、これらの中核的な価値と原則は、特に神聖不可侵なのである。政府機関であれ、一市民であれ、何人もこれらを貶めるようなことはできない。これらの中核的な価値や原則について、以下に列挙する。

1 統治の目的とその基盤

統治の目的は、国を守り、国家の統一性を維持し、政治、社会経済及び文化その他の分野において、包括的かつ持続的な発展を達成することにある。統治の基盤は、正義である。平等、法の支配、自由、安全、平和、教育、社会的連帯、機会の平等はすべて、国家が保障する社会の中核的な原則である。多年にわたり、首長、政府、バーレーン国民が厳粛に堅持してきたこれらの中核的な価値は、今日まで統治の基盤であり続けている。これらの価値は、支配者と国民との連帯、協力、結束によって強化されるものである。正義とは、これらの価値のうちの一つであり、連帯や誠実といった様々な価値を堅持することで、より一層確実なものとなる信条の一つである。

2 個人の自由と平等の保護

個人の自由、平等、正義、機会の平等は、社会の中核的な原則である。国家は、これらの原則を、全ての国民に平等な条件で確約する責任を負う。これはより広範な原則を基礎とする。その原則とはつまり、人々は人間の尊厳に関する限り平等であるという、イスラームが1400年にわたり神聖としてきた原則である。預言者ムハンマドは、『最後の巡礼（ヒッジヤトゥルワダー）』を行った際に信者たちに説教し、人々は皆、櫛の歯のように平等であるということ、アラブ人が非アラブ人に優るとか、白人が黒人に優るといったことはなく、優劣があるとすれば、敬神と善行によるものであることを語り、この原則を強調した。この偉大なイスラームの原則、まことに博愛そのものこの原則から、自然に以下の諸原則が流れ出てくるのである。

- ア すべて国民は、その権利と義務において、法の前に平等である。人種、出自、言語、宗教又は信条により、差別されることはない。このことは、首長が即位した直後に行った最初の国民演説の中で、繰り返し述べたことである。
- イ 個人の自由は、法によって保護される。法により確立され、司法の監督の下にある手続によらない限り、いかなる人も逮捕、拘留、捜査若しくは軟禁されることはなく、又は居住若しくは移動の自由を制限されてはならない。
- ウ いかなる人も、いかなる肉体的若しくは精神的拷問を受け、又は非人間的、屈辱的若しくは威嚇的な扱いを受けてはならない。拷問、脅迫若しくは説得により得られた自白又は発言は、無効とする。特に、被告人は肉体的又は精神的な危害を受けてはならない。拷問又は肉体的・精神的な加害行為の罪を実行した者は、法により処罰される。
- エ 犯罪の成立及び人の刑罰は、すべて法律の定めるところによる。いかなる人も、

犯罪と定められた行為を実行した時点において効力を有している法律に違背しなければ、有罪としてはならない。

- オ すべて刑罰は、罪を実行した者に対し、これを科すものとする。被告人は、公正な裁判で有罪と決定されるまでは無罪である。この裁判においては、被告人には、捜索及び起訴の全段階において法律の定めるところにより、その防御権を確実なものとするためあらゆる保障が与えられねばならない。重罪の被告人は、自己の選択した弁護士によって弁護を受ける権利を有する。訴訟を起こす権利は、法律がこれを保障する。
- カ 住居は、不可侵である。法的に正当な居住者による承認がない限り、住居の立ち入り又は捜索を受けることはない。しかしながら、このような立ち入り又は捜索が必要にして止むを得ざると思われるときは、例外的に、このような立ち入りや捜索は、法律の定めるところにより、かつ司法の監督の下で、これを行うことができる。
- キ 個人の通信は、不可侵性と秘密性を享受する。郵便、電信、電話及び電子その他の通信は、これを保護する。法律が必要であると認める場合及び司法の監督の下にある場合を除き、このような通信は、検閲又は捜索を受けることはない。

3 信仰の自由

国家は、信仰の自由を保障する。良心の自由は、絶対である。国家は、礼拝の場の不可侵性を維持し、その土地で広く認められている慣習に基づいて宗教儀式を行う自由を保障する。

4 表現と出版の自由

すべて国民は、口頭、書面、個人的意見又は創造性を表現するその他の方法で自己を表現する権利を有する。この法律の定めるところにより、学術研究、出版、報道及び印刷の自由は、法律の範囲内において、これを保障する。

5 市民の社会活動

国家は、社会が市民のあらゆる能力や活動を活用できることを目的として、法律の定める条件に従い、平和的手段により、合法的な目的を有する国家的レベルの非政府的な科学団体、文化団体、職業団体及び組合を結成する自由を保障する。何人も、団体若しくは組合の参加を強制されたり、又はその一員であることを強制されることはない。

6 社会の基礎としての家族

家族は社会の中核であり、善き家族は強固な社会の鍵であるのみならず、宗教的、倫理的価値及び国家への帰属意識を鼓舞する鍵であるという固い信念の基礎の上に立って、国家は、家族及び母子の法的形態を保護し、子供の養護し、子供を搾取及び道徳的、肉体的、精神的懈怠から保護する。特に、国家は、青年の肉体的、道徳的、精神的発達に格別の注意を払う。この点に関し、国家は、高齢者、病者、孤児、寡婦及び失業者に対し、必要な社会保障を確保する。このような場合、国家は、国民に対し社会保険サービスを確保する。国家は、保健医療制度を整備し、国民全体の健康という目的の達成につながる保健政策を推進させる。国家は、自然災害によって生じた被害の負担を分担し、戦争及び軍役で傷害者となった者に対し補償を行うことで、社会の連帯を確保する。国家は、女性の権利を支援し、家族及び家族一人ひとりを保護するための法律の制定に努める。

7 義務及び権利としての労働

労働は、国民一人ひとりの義務である。労働は、個人の尊厳と公共の福祉のためにある。すべて国民は、国家の法律と秩序の定めるところにより、専門的職業を開業する、又は職業のいかんを問わず、すべて仕事、商業又は事業に従事する権利を有する。法律により国家の必要を理由とすることが特に定められている場合、及び公正な考慮が行われていない場合を除き、何人も特定の労働を強制されることはない。国家は、国家経済開発計画の範囲内において、国民に対し公正な条件で雇用の機会を保障する。法律は、社会正義の規範の命ずるところにより、経済的基盤の上に立って、雇用者と被雇用者の関係を整備する。

8 教育、文化及び科学

国家は、科学、文学及び芸術を振興する。国家は、学術研究を奨励し、国民に対し教育及び文化活動を保障する。教育は、法律の定めるところにより、初等段階を義務教育とし、無料とする。また、識字計画についても、法律によって、これを定める。宗教教育は、法律によって整備し、同じように、公民教育にも、法律は関心を払う。なぜなら、公民教育は、教育のすべての段階とすべての教科を通じて国家の統一とアラブの民族主義の一員であることの堅固な一体感を抱く国民としてふさわしい人格をつくりだすものだからである。大学は、知的光輝と科学的進歩の灯台であり、その事実の故に学問の自由とその実践、そして知識への道を最大限に保障することを必然とする。国家は、私学教育並びに私立大学及び私立の教育機関の設立を奨励する。同様に、国家は、現在及び将来の需要に応え得る質の高い労働力の確保を確実にすることを目的として、教育制度と労働市場とを良好に連携させるとともに、諸々の科学・技術研究所を支援する。

第2章 統治制度

アール・ハリーファ家がこの国の統治を担って以来、数世紀にわたって、バーレーン社会の支配者と人々との基本的な関係は、特色あるものであった。それはいわば、団結、直接対話、相互理解であり、個人と国家の双方の利益にかなうものであり続けてきた。バーレーンの国民は、この伝統に忠誠を誓い、今日、この国の統治制度の顕著な特徴はかくあらねばならないという決意を抱いている。以下に、その特徴を列挙する。

1 首長

バーレーンの統治制度は立憲君主制であり、その継承は、憲法と首長令の定めるところによる。首長は、これを国家元首とする。首長は、不可侵である。首長は、国軍の最高司令官であり、国家の安定性の象徴であり、バーレーン国の統治制度の支柱である。首長は、大臣を通じてその権限を行使し、大臣は、首長に対して責任を負う。首長は、憲法の定めるところにより、その権限の範囲内において首相及び大臣の任命及び罷免を行う。

2 国家の憲法上の形態

バーレーンが全能の主の御加護により安定を享受し、発展を達成し、歩みを進め、諸々の困難を克服してきたことを考慮し、さらにまたバーレーンが国際関係の面においても、すべての国民の平等、公益及び国家の統一に基礎を置いた主権国家としての諸々の制度の面においても完全に成熟した国家としての役割を担ってきたという事実を考慮して、バーレーンのさらなる発展を期待する国民の願望に沿うためにも、バーレーンは民主的な立憲君主制を採用することが至当と思われる。

3 イスラーム法シャリーアと立法

イスラームは、国教である。イスラーム法シャリーアは、立法の主な淵源である。

4 全権力の源泉としての国民

バーレーン国の統治制度は、民主主義であり、すべての権力は国民に帰属する。主権は、憲法の定めるところにより、これを行使する。

5 権力の分立

安定した民主制を不可侵とすることを考慮し、統治制度は抑制と均衡、すなわち、憲法に規定されているように、立法権、行政権、及び司法権の三権の分立と協同に基礎を置く。首長は、この三権を掌握する。

6 法の支配と司法の独立

バーレーン国の統治は、法の支配に基礎を置く。司法の独立と不可侵は、権利と自由を保護する鍵となる二つの保障である。国家は、憲法の定めるところにより、司法制度を完全なものとする。国家は、所与の法律又は行政上の規則が合憲であるかどうかについての紛争に対して裁判権を付与されている司法機関を明細に定める。国家は、法務長官の裁判権を付与されている司法機関を明細に定める。

7 国民の公務に参加する権利

国民には、男性たると女性たるとを問わず、公務に参加する権利及び政治的権利を有する。この政治的権利には、参政権や法の定めるところにより、異議の申立を行う権利を含む。

第3章 社会の経済基盤

バーレーン国は、一人当たりの所得の増加を目的として経済発展の分野で大きな飛躍を遂げてきた。この飛躍は、高い人口密度並びに土地及び水を含む天然資源の寡少さにもかかわらず、成し遂げられたものであった。バーレーンがこのような成果を達成できた理由は、入手可能な資源を合理的かつ効率的に使用することを確実にするために指導者と政府が実施してきた数々の賢明な政策に負っている。このことによって、バーレーンはより高い水準の人材の開発と経済的自由を達成することが可能となったのである。しかしながら、人口増加率の高さとの均衡を保ち、安定した経済成長率を確実なものとする諸々の政策が実施されねばならない。本憲章では、バーレーン国が心から重要であると考えている経済原則を、再び以下に列挙する。

1 自由経済の原則

バーレーン国の経済制度は、個人責任並びに投資及び資産移転による資本移動の自由に基づいて置いている。またそれは、資源開発及び経済の活性化における民間セクターの役割を重視している。近年、この経済制度によって効果的な経済活動及び投資活動が行われ、その結果投資を目的とする相当量の資本の流入が招来している。門戸解放政策には、新しい行政運用の方向性、すなわち手続の効率化、透明性、省庁間の縄張り争いの排除、サービスの向上及び統合性と機会均等の枠組みの中での経済立法の最新化を志向する方向性に対し、常に考慮が払われていなければならない。会計監査及び行政監察の効率性を高め、官僚制度の透明性をより強めていくためには、会計監査総監及び行政監察庁の設置が必要である。

2 私有財産

私有財産は、不可侵である。法の定めるところにより、何人も自己の財産を処分する権利を有する。私有財産は、公正な補償のもとで、法律の定める範囲内において、かつ法律の定めるところにより、公共の福祉のためにこれを収用するものとする。

3 経済的公正と均衡ある契約

私有財産、資本及び労働は、社会的性質を有する個人の権利である。このような権利及びその行使は、経済的・社会的公平な基礎の上に立って、法律の定めるところによる。生産に携わる諸要素間の均衡ある関係、及び契約上の均衡ある関係を確保するための規則も、法律でこれを定める。

4 経済活動と国民所得源の多様化

バーレーン国は、湾岸アラブ諸国の中で経済活動と国民所得の所得源の多様化において先駆的存在である。これは、単一の主所得源への依存を回避し、将来の世代のために適正な生活水準の確保を可能にし、さらにまた外因的な経済変動に対する脆弱性を回避しようという考え方による。その結果、バーレーンは域内の重要な金融拠点として、また国際的評価の高い観光地として成長してきている。製造業、高付加価値産業、情報科学産業やサービス産業に対する支援を通じて、バーレーンは経済開発の基盤を発展させ、国民に雇用の機会を提供することを可能にしている。

5 環境と野生生物

希少な天然資源が逼迫しているため、バーレーン国は天然資源の合理的な活用、環境にやさしい開発及び公衆衛生を推し進めている。その推進にあたり、バーレーンは、主要な環境問題の防止及びその対策に関する世界的傾向を考慮に入れている。バーレーンは、国

家環境保護戦略を通じて環境問題対策に努め、また様々な原因から生じている公害の減少を目的として、適切な法的措置や手続をとっている。他にも、バーレーンは、製造業者に対してクリーンな生産への転換を促す便宜を提供したり、プロジェクトを実行に移す前に環境アセスメントの実施を要請するなどの対策を講じている。さらに、バーレーンは、野生生物、特にバーレーンの名を高らしめている様々な動植物の生息地の保護のための措置を講じている。バーレーンは、土地利用や沿岸地域を管理するための適切な計画の開発を通じて、またアルアリーン自然保護区やハワール自然保護区のような自然保護区域制度の境界決定を通じて野生生物を保護している。特にハワール自然保護区とその周辺の海域は、動物及び鳥類の希少種が生息していることで世界的に有名である。

6 公共財産と天然資源

公共財産は、不可侵である。公共財産を保護することは、国民一人ひとりの責務であり、他方、公共機関はその職務として、公共財産を維持するために必要なあらゆる措置を講じる義務がある。天然資源は、すべて国家の財産であり、国家はこれを維持し、その活用について最善の方法と措置を講じるものとする。

7 労働と職業訓練

バーレーン国にとってその最大の資産は、教育的・文化的資質で優れた才能を有する国民である。それ故、継続的な職業訓練や再訓練の機会を通じて国民に対し支援を提供することが、労働市場に新鮮な血や経験を注ぎ込むことを確実にし、これが国民により多くの雇用の機会を保障することにつながっていくであろう。

第4章 国家の安全保障

国家の安全保障は、国家、領土の保全及び社会経済的・政治的利益の安全を保護することである。国家の安全保障は、特に地域情勢や国際情勢の中で包括的な発展を切り開く努力を支えるものである。国家の安全保障の支柱は、バーレーン国防軍の適切な責務の遂行が可能になるよう、これを強化することである。国家の安全保障はまた、治安隊が国内全域で治安と国家の法と秩序を維持するにあたってその責務の遂行を確実にするため、治安隊に必要な設備及びその他これにかかわる必要な物資の提供を求める。さらにまた、国家の安全保障は、国防軍及び治安隊の両者を支援するものとして、国家警備隊の強化をも必要とする。これらの努力は全体として、バーレーンを発展させる力を支え、経済発展を維持し、バーレーンの陸海空をあまねく防衛するものである。国家の安全保障の体制に従事することは、国民一人ひとりの義務であり、誇りの源である。それ故に、バーレーン国防軍は重要なのである。

バーレーン国防軍は、国家統合の象徴であり、我々の同胞と国民が我々の祖国のみならず、我々の愛する湾岸地域、そしてもちろん、アラブ世界の安全保障と安定を確保できるよう支援するものである。言うまでもなく、バーレーン国防軍は、バーレーンの伝統に忠実に、我々の文化、倫理及び安寧を防衛するための砦であったし、今日でもそれは変わりはない。国防軍は、その創設以来、全人類に対する善意と平和のメッセージであり、我々すべてが固守する価値を誠実に反映するものである。バーレーン国防軍最高司令官である首長は、国防軍の第一の兵士であり、その創設者である。それは、「最初の光」が軍への全面的な信頼の源だからなのである。科学技術の進展が革命的である世界において、安全保障に対する脅威や危害の原因は非常に甚大なものである。従って、高度の科学兵器、安全保障及び防衛体制を確保することが、一層必要不可欠となってきた。これに劣らず重要なことが、人的要素である。これらの体制はすべからず人の手によるものであるから、適性な能力を持つ人材の訓練に関する政策及びバーレーン国防軍人の福利への配慮は、バーレーンの安全保障を確保するうえで必要不可欠なものである。

これに関連して、最も質の高い訓練や組織を通じてバーレーン国防軍の機能を高め、そして作戦面・後方支援面・技術面における軍備を拡大することが最優先課題とならねばならない。バーレーン国防軍の任務遂行能力は、それだけを切り離して考えればいいというものではない。国防軍の能力は、これと関連する諸目的の達成の一助となるよう立案された、詳細な計画に裏打ちされた明確な防衛政策と有機的に結びついている。このため、我々の戦略のビジョンの定期的な見直し、新しい技術への対応、そして認識された脅威の源の明確化が求められることになる。

第5章 民主的な生活

バーレーンは、アール・ハリーファ家が国の統治を担って以来、直接民主制の経験を積んできた。統治者と国民の間では、継続的に接触や協議が行われ、国民が統治者に面会することも自由かつ無制限に行われてきた。バーレーンには、政府と国民との間にこのように持続的な関係があるため、政府が国民の願望や利益に適うやり方で一切の政策を立案してゆくことに大いに役立ってきたのだ。事実、政府は変わらずに国民の感情を十分に受けとめ、またそのようにして政府は、公共の福祉に奉仕するというただその目的のために職務を遂行してきている。このような背景があることから、バーレーンでは、民主主義は憲法や選任制の国民評議会を通じて現実に反映されており、また、これに加えて諮問評議会（シューラー評議会）を設置することによって、民主主義はさらに強化されている。なぜなら、この諮問評議会は、国の懸案事項である公的問題の全ての基盤にわたって、真剣に討議し、検討し、提言を行う場となっているからである。さらに、諮問評議会は新たに展開してゆくいかなる事態であれ、これに十分に対応できる受け皿となっている。公共の利益に関する諮問評議会と政府との協力は、模範的なものである。

しかしながら、民主主義とは本来ダイナミックなものであり、その地平が広がるにつれ、その実践はますます広いものとなってゆく。この点、民主主義が深く根付いた地域では、両院制が採用されているということは、特に明記しておく価値がある。ここでいう両院制とは、議会が、国民の全階層を反映した代表が現状について様々な提案や見解を表明する場として機能する議会と、専門家や知識層の討論の場として機能する議会の二院より成るものである。歴史上の民主主義の経験は、両院制が政治的に極めて重要であるということを実証している。国民が公的な事情に参加する機会を増やすために、バーレーン国が両院制を採用することは、国の利益に適うことなのだ。ここでいう両院制とは、立法府が、自由な直接選挙によって成立し、法律を制定する権限を有する議会を含む、二つの議会より成るものである。このような両院制の採用は、バーレーンの統治制度の基礎となるイスラームの基本原則であるシューラー（合議）に則るものであり、国民が憲法上の政治的権限を行使する権利を有していると、心から確信し、さらにまたこれがバーレーンの政治制度に深く根付いた民主主義に合致するものであると考慮してのことなのである。

両院制のもう一つの議会は、必要に応じて助言を与える、経験豊かで専門的知識を有する専門家によって組織されるものである。立法府のこの両院制というこの構造は、実にバランスのとれたものであって、立法に関連する事柄への国民の参加や、ひとつの立法議会の中であらゆる意見や方向性を相互に表明しあうことなど、相互に関連しあう多くの利点を有している。このような新しい制度を立法府に導入するには、憲法の改正が必要となろう。両院制の導入は、一方では国民の叡知や専門的知識を、もう一方ではバーレーンの選挙民の様々な意見を活用できるという、二重の利益をもたらすだろう。こをもたらす憲法の改正は、民主主義により広い地平を切り開くことであろう。このことは、発展、安定及び繁栄のために鋭意積み重ねられてきた数々の努力をさらに後押しすることであろう。社会の平安と国家の統合を支援するのが、まさしく民主主義にほかならないのである。

第6章 湾岸諸国との関係

バーレーンの政府と国民は、湾岸協力会議の加盟諸国の国民と共に、同一の目標、同一の利益、そして同一の運命を分かち合っていると固く信じている。これらの国々の国民は、共通の歴史、共通の文化及び共通の慣習によってさらに一層活力が燃え上がる血の紐帯を分かち合っている。こうした歴史、文化及び慣習を共有することが、バーレーンが他の湾岸アラブ諸国の同胞とともに、湾岸協力会議の原加盟国となる十分な理由となっているのである。

湾岸協力会議諸国が相互の間で真摯に協力し合うことは、湾岸諸国とその国民が最大限の発展をすることを含め、全加盟国同胞の最大の利益を追求するうえで最も重要なことである。この観点から、湾岸協力会議が、加盟諸国の自由と主権を防衛する能力を有していること、そしてこれら諸国の独立を防衛するための盾として機能する能力を有していることは明らかである。それ故、バーレーン国は常に、湾岸協力会議加盟諸国の強化のために、そしてその同胞加盟諸国の正当な大義を支援するために、全力を尽くして働くものである。バーレーン国はこれを、国の政策の中核を成す不変の要素の一つと考えている。なぜなら、それはバーレーンの安全と繁栄は、同胞の湾岸協力会議加盟国の安全と繁栄の不可欠の一部であるという信念と根本的に結びついているからにほかならない。

バーレーン国は、同胞たる湾岸協力会議加盟諸国間の協調関係、親善関係及び統合をさらに強化するため、これらの国々と緊密に協働してゆく。ここで特に、より効率的な協調関係が必要とされる分野として、経済統合、防衛協力、情報及び湾岸協力会議の諸組織への国民の参加が挙げられよう。

第7章 諸外国との関係

バーレーン国は、アラブであるという自国のアイデンティティを誇りにしている。すなわち、バーレーンの国民はアラブ民族の一部であり、その領土はアラブ世界の不可分の一部である。この帰属意識は、共通の言語、共通の宗教、共通の文化の中に、そしてそれにとどまらず共通の希望、共通の苦難、共通の歴史の中にも反映されている。それ故、バーレーン国は、今後とも、同胞である他のアラブ連盟加盟諸国と効率的かつ緊密な協働を進めていくであろう。バーレーン国は、他のアラブ諸国との緊密な協力関係の中で、アラブ連盟の役割をさらに拡大するため努力を続けていくであろう。それは、アラブ連盟がアラブの統合を体現し、アラブの統一行動と共通の意志を促進する政治的、合法的な組織であり、これを維持していきたいという目的があるからにはほかならない。バーレーン国は、アラブ諸国間のあらゆる形態の経済協力を支援するものであることを、重ねて表明する。

これに関して、バーレーン国の政策として考えられ得るものを挙げれば、次のようになる。バーレーンは、アラブの大義を無条件に支援する。バーレーンは、アラブの同胞の死活を決する問題に関しては同胞を支持するものであることを表明する。この観点から、バーレーンは、パレスチナ人の正当な権利を支援し、支持する。特にパレスチナ人がアルクドゥス・アッシャリーフ（エルサレム）を首都とする独立国家を樹立する権利を擁護する。バーレーンは、国際法上の権利とされているアラブ人の諸権利の回復及びその尊重を保障する必要があることを、重ねて表明する。バーレーン国は、イスラーム諸国会議機構の加盟国として、そして権利、善、正義及び平和というイスラームの価値に対する堅固な信念を忠実に信奉するものとして、イスラーム諸国会議機構加盟国間の協力関係を維持する。この協力関係こそ、民族の独立と自決権を支持し、加盟国の中で経済的発展の水準をより一層を高めていくうえで、最も重要であると考えている。

バーレーン国は、イスラーム諸国会議機構がより効率的な機能を営むことを期待している。国際政治の舞台において、バーレーン国は、世界平和及び域内平和こそが中核的な戦略的目標であり、そのために最大限の努力を払わねばならない、という立場を保持している。それ故、バーレーン国は、あらゆる国際紛争を平和的に解決し、いかなる国であれ、他国の領土の一体性又は政治的独立性の侵害という犠牲の上に武力を行使することを禁止する核原則を真摯に堅持するものであり、これを重ねて表明するものである。バーレーン国は、地域紛争の平和的解決のための、あらゆる国際的な取組みを促進し、これを支援する。バーレーン国は、国際連合への加盟以来、国連すべての活動決議、行事、協定、協約、特に人権、市民的、政治的及び社会経済的権利、女性の権利に関する国際法上の取極め、並びに国連の専門機関の活動に関する分野において貢献を重ねてきており、このことは特記に値する。国際経済や貿易関係の舞台におけるバーレーン国の重点政策は、各個の国家の国家的利益に考慮を払いながら、自由国際貿易及び投資、資本、労働力の移動を支持するものである。バーレーン国は、そのような確信のもとで、それぞれの国家が自国の天然資源に対し良権原を享受するものであるとの立場を堅持する。なぜなら、自国の天然資源は外的圧力又は命令を受けて処分され得るものではないからである。

今後の展望

本憲章の内容について政府と国民の間に意見の一致があることを考慮し、この憲章が将来の国民的行動の手段として有益であることを考慮し、さらにまたこの憲章が憲法の一定の改正を求めていることを考慮し、以下のことを決定する必要があると思われる。

1 バーレーン国の名称

バーレーン国の正式名称は、首長及びバーレーン国民によって受け入れられ得るものとし、憲法改正により、これを決定する。

2 立法府

立法府に関する憲法第四部第二章の各条項は、民主的かつ立憲的な発展の世界的潮流に沿って改正されることになる。そこで今のところ、両院制の導入が考えられている。この両院制においては、一つの議会は、自由な直接選挙を通じて組織されるものであって、その権限は法律を制定することであり、もう一つの議会は、経験豊かな人々と専門家によって組織され、必要に応じて助言を与えるものである。法律は、この憲法で詳細に定められているところにより、かつ憲法原則及び深く根付いた諸々の民主主義の中で遵守されている伝統を尊重して、制定されることになる。この憲章に対する国民の合意はバーレーン国シェイク・ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーフア首長の指導のもと、より安定し、かつより繁栄した未来を希求する国民の意思を真に反映したものである。我々は、全能の主に祈り、我々が聖クルアーンにある「信託と約束に忠実な者」でいられるよう、主の御加護を求める。全能の主こそ「我々の信頼し給うものである」。まことに、全能の主は「最高の保護者であり、最高の支援者であられる」。